九　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のホの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のハの規定による加算に係る費用の額

第四号中「注10、イ(7)、ロ(9)、ハ(7)及びニ(8)」を「注14、イ(6)、ロ(8)、ハ(6)及びニ(7)」に、「注8、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)」を「注12、イ(4)、ロ(6)、ハ(4)及びニ(5)」に改め、同号を第七号とし、第三号中「注3及び注6」を「注5から注7まで及び注10」に、「費用の額及び」を「費用の額並びに」に、「介護予防訪問看護費の注3」を「介護予防訪問看護費の注5から注7まで」に改め、同号の次に次の三号を加える。

四　指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額

五　指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注5の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費の注2の規定による加算に係る費用の額

六　指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注7の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の注2の規定による加算に係る費用の額

○厚生労働省告示第七十五号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

本則中「看護師」の下に「、准看護師」を加え、「又は社会福祉士」を「、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）」に改める。

○厚生労働省告示第七十六号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

第一号ヘ(2)中「短期入所生活介護費のイ及びロの注5」を「短期入所生活介護費のイ及びロの注9」に、「イ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、」を「イ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注10、ハ(1)から(3)までの注8及び」に改め、「及びホ(1)、(2)及び(3)の注4」を削り、「ロの注12及び注13」を「ロの注15並びに注16」に、「及び注11」を「並びに注11」に、「イ(1)から(4)までの注10、イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7」を「イ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注7」に、「イ、ロ、ハ及びニの注12及び注13」を「イからニまでの注15及び注16」に、「介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5」を「介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7」に、「イ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3」を「イ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4」に改める。

○厚生労働省告示第七十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の規定に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

第二号イ(1)(i)中「短期入所生活介護費のイ及びロの注5」を「短期入所生活介護費のイ及びロの注9」に、「イ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、」を「イ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注10、ハ(1)から(3)までの注8及び」に改め、「及びホ(1)、(2)及び(3)の注4」を削り、「ロの注12及び注13」を「ロの注15並びに注16」に、「及び注11」を「並びに注11」に、「イ(1)から(4)までの注10、イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7」を「イ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7」に、「イ、ロ、ハ及びニの注12及び注13」を「イからニまでの注15及び注16」に、「介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5」を「介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7」に、「イ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3」を「イ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4」に改める。

○厚生労働省告示第七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

表備考第一号中「、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I)」を「、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)」に、「、ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)」を「、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)」に改め、同表備考第二号中「、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II)」を「、ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)」に、「、ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)」を「、ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)」に改め、同表備考第四号中「、診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(I)若しくは基準適合診療所短期入所療養介護費(i)」に、「、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)若しくは基準適合診療所短期入所療養介護費(I)」を「若しくは認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」に、「、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)」を「、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)の診療所介護予防短期入所療養介護費(i)、診療所介護予防短期入所療養介護